

人間総合科学研究科感性認知脳科学専攻博士学位論文審査基準

(審査体制)

博士学位論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1名と3名の副査で構成する。

- ① 主査は人間総合科学研究科後期課程における研究指導担当の教員とする。なお、当該学生の指導教員は原則として主査としない。また、参考論文とされた公表論文の共著者は原則として主査としない。
- ② 主査・副査のうち少なくとも2名は当該専攻から選出する。
- ③ 主査・副査のうち少なくとも1名は当該専攻以外から選出される者とする。なお、本学大学院の他研究科、他大学の大学院教員又はそれと同等以上の研究業績を有すると専攻教育会議が認めた者とするができる。

(評価項目)

- ① 先行研究を踏まえて研究の目的と意義を明確に設定し、倫理面を含めて適切な方法を用いて研究を行なっていること。
- ② 研究結果で、当該分野における新しい発見・発明を示していること、または新しい概念を構築していること。
- ③ 研究結果について論理的な考察を行なっていること。
- ④ 申請者が当該領域に関する高度な専門知識を有していること。
- ⑤ 申請者が自立して研究を計画し、それを遂行する能力を有していること。

なお、学位論文の審査を願い出ようとする者は、事前に専攻における予備審査に合格しなければならない。

(評価基準)

筑波大学大学院学則に規定された要件を充足した上で、学位論文が上記の評価項目について妥当と認められ、かつ、最終試験によって以下の2つの基準を満たすことが確認され合格と判定されること。

- ① 学位論文において、感性科学分野、行動科学分野または神経科学分野における新たな学術的知見が十分含まれる。
- ② 感性科学分野、行動科学分野または神経科学分野で自立した研究者として研究活動を行うに必要な高い研究能力を有する。

人間総合科学研究科感性認知脳科学専攻修士学位論文審査基準

(審査体制)

修士論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1名と2名以上の副査で構成する。

- ① 主査は、当該専攻前期課程の研究指導担当の教員とし、当該学生の指導教員は原則として主査としない。
- ② 副査は研究科構成員の教員とする。
- ③ 当該学生が審査を希望する領域とは異なる領域から選ばれる副指導教員は、原則として学位論文審査委員会に加わる。
- ④ 研究科外の適任者の数は、本研究科選出の主査及び副査の数を上回らないものとする。

(評価項目)

- ① 先行研究を踏まえて研究の目的と意義を明確に設定し、倫理面を含めて適切な方法を用いて研究を行なっていること。
- ② 研究結果に独創性があること。
- ③ 研究結果について論理的な考察を行なっていること。
- ④ 申請者が専門分野における知識と研究能力を有していること。

(評価基準)

筑波大学大学院学則に規定された要件を充足した上で、学位論文が上記の評価項目について妥当と認められ、かつ、最終試験で合格と判定されること。